

当事者分科会について

1 設立趣旨

障害当事者の支援には、専門職や家族、関係者の目線での支援だけでは、当事者の望むこととの「ずれ」が起こることがある。良質な支援を行っていくには、まずは当事者の声を聴き、ニーズを把握するとともに、その立場に立って考えることが重要である。

また、障害者と一般の市民とのふれあいの機会の少なさから、障害への理解不足、偏見、差別的な取扱いも未だに少なからず存在しているのも事実である。

一方、当事者は支援される側だけでなく、社会の中で役割を持ち、さまざまな力を発揮することが出来るというストレンゲスの視点に立つことも重要である。

当事者分科会は、バリアフリーカフェなどの取り組みを通じて、当事者が地域の障害者福祉の向上に寄与すること、一般市民、関係者のより良い障害理解と啓発をめざし、その延長線上に誰もが暮らしやすいまちづくりの実現を目指すものである。

2 これまでの取り組み <令和2年8月から令和3年7月まで>

(1) 目標

バリアフリーカフェ（当事者等による意見交換の場）の取り組みを継続しながら、当事者のニーズ、地域の課題などを把握し、今後地域で必要な取り組みについて検討していくこと。

＜第3期久留米市障害者計画との関係＞

分野	施策区分	施策の方向
1. 啓発・広報	(1)ノーマライゼーションの意識啓発の充実	①障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ②福祉教育の充実
2. 生活環境	(3)障害者にやさしいまちづくりの促進	②移動・交通に関わるバリアフリーの推進
3. 差別の解消、権利擁護の推進	(1)差別の解消、権利擁護の推進	①障害を理由とする差別の解消への取組み
4. 防災・防犯	(2)防災・防犯対策の推進	①防災対策の推進
6. 雇用・就労	(1)一般就労の促進	①一般就労移行・定着への支援
7. 生活支援	(4)住まいの確保と居住支援の充実	①住まいの確保 ②居住支援の充実

(2) 取り組み

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度は集合形式での意見交換の場であるバリアフリーカフェは開催を見送った。

【当事者分科会 事務局会】

日時	テーマ	開催場所
10月8日	事務局会	久留米市役所
会長、副会長と事務局で話し合い。R2年度は、コロナ感染拡大防止のために、バリアフリーカフェは行わないことを正式に決定。		
6月10日	事務局会	
令和3年度の活動計画について協議。バリアフリーカフェのオンライン開催を9月から予定。ゲストティーチャーについても推進していくことを協議。		

(3) 成果

新型コロナウイルス感染防止のためバリアフリーカフェ開催を中止。

3 課題

【当事者から見た課題】(過去の当事者分科会での議論の積み重ねから)

(理解・啓発)

- ・障害当事者と家族、支援者との考え方のズレを小さくすることや、一般市民の障害についての理解の不足
- ・当事者、家族、支援者、その他一般市民と「障害」に関する問題について、語り合う場が少ないこと

(生活環境)

- ・段差や当事者の使いやすいバリアフリーのあり方について

(差別解消)

- ・当事者が発信する場、つながりあう場が少ないとこと
- ・一般市民が障害当事者を知る機会が少ないとこと

(防災)

- ・災害時の安全確保、SOSについて

(雇用・就労)

- ・障害者の就労先の少なさ、職場での理解
- ・職業選択について
- ・支援されるばかりではなく、当事者が活躍できる場の創出

(生活支援)

- ・親亡き後の暮らし方について（地域で暮らしたい）

【分科会運営についての課題】

- ・バリアフリーカフェの周知、広報活動
- ・バリアフリーカフェにアクセスする方法について（オンライン）

4 事業計画 <令和3年8月から令和4年7月まで>

(1) 目標

- ①啓発・理解の推進、差別の解消（障害者計画の分野1、3に対応）
- ②福祉教育の推進（障害者計画の分野1に対応）

＜第3期久留米市障害者計画との関係＞

分野	施策区分	施策の方向
1. 啓発・広報	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実	① 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ② 福祉教育の充実
3. 差別の解消、権利擁護の推進	(1) 差別の解消、権利擁護の推進	① 障害を理由とする差別の解消への取組み

(2) 取り組み

- ① バリアフリーカフェ（9月、11月、1月、3月）オンラインで開催予定

障害のある方からの視点や感じていることを発信する場、課題の抽出等のために、バリアフリーカフェとして奇数月に1回、さまざまなテーマをもとに意見交換を実施。今年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、オンラインで行うことを計画（※9月25日「コロナ禍で大変だったこと」をテーマにて実施）。当事者がオンラインで参加できるよう、合理的配慮が必要であり、またノウハウを高めていく。市民等も参加できる公開型のカフェも検討。

- ② ゲストティーチャー（小中学校、高校での当事者による授業）の推進
今年度は、社協や学校教育課へ現在の取り組み状況について聞き取りを予定

(3) 期待される成果

- ① については、バリアフリーカフェを奇数月に1回実施予定。広報活動や市民公開型のカフェを実施して啓発活動を行う予定。
- ② については、社協や学校教育課へ、近年の取り組み状況について聞き取りを実施したのち、来年度市内の小中学校または高等学校に情報発信。ゲストティーチャー（当事者による授業）による授業を前年度よりも多く実施したい。また、ゲストティーチャーのできる当事者的人材の確保や授業のノウハウについて分科会がサポートを実施する。